

旅行サービス手配業務を行う皆様へ

○旅行業法の一部改正について

旅行業法(昭和27年法律第239号)の一部改正が、平成30年1月4日に施行され、新たに「旅行サービス手配業」が登録制度となります。施行日以降に登録をせずに旅行サービス手配業の営業を行うと、無登録営業として、法律により処分されます。(改正旅行業法第74条)

*改正旅行業法の概要についてはこちらを御覧ください。

観光庁HP：http://www.mlit.go.jp/kankocho/news05_000226.html

○旅行サービス手配業の新規登録申請について

京都府内に主たる営業所のある旅行サービス手配業者の方の登録の申請先は、京都府です。登録に係る事前相談受付を平成29年11月17日から開始します。必要添付書類を整え、事前に電話にて予約をした上で、京都府商工労働観光部観光政策課にお越しください。

*必要添付書類については京都府HPを御覧ください。

京都府HP：<http://www.pref.kyoto.jp/kanko/ryokougyou.html>

○旅行サービス手配業の登録に係る手数料の額について

旅行サービス手配業の登録に係る手数料の額は、15,000円です。

京都府収入証紙をご購入の上、登録申請の書類と共にご持参ください。(収入証紙は京都府庁の敷地内でもお求めいただけます。)

【留意事項】

○平成30年1月4日から旅行サービス手配業の営業を行いたい方は、必ず11月17日~12月18日の間に事前相談に来庁してください。(平成30年1月4日から旅行サービス手配業の営業を行いたい方の受付は終了しました。平成30年1月4日以降も随時申請の受付は行っておりますが、審査には一定の日数を要します。)

○旅行サービス手配業の営業を開始したい日が定まっている方は、できるだけ早めに相談にお越しください。申請をしても、登録が完了する日までは旅行サービス手配業の営業を行うことはできませんのでご留意願います。

○新規登録の際は、郵送での申請はできません。必ず事前に電話にて予約の上、お越しください。予約無く来庁されると、対応できない場合もございますので予めご了承ください。

<登録場所及び連絡先>

京都府商工労働観光部観光政策課 観光振興・基盤整備担当

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町2号館3階

TEL：075-414-4854 FAX：075-414-4870